

第31回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（R3.6.18） 結果

1 市主催事業及び市施設等の取扱いについて

(1) 市主催事業等の取扱い

【期 間】令和3年6月21日(月)から令和3年7月11日(日)まで

市が主催・共催するイベント、行事(審議会などの会議を含む。)については、原則として、徹底した感染防止対策を講じることを条件に再開する。

※指定管理者に対しても、同様の対応を要請する。

(2) 市施設の取扱い

ア 屋内施設及び屋外施設について

【期 間】令和3年6月21日(月)から令和3年7月11日(日)まで

閉館時間を午後9時とする。

施設を使用する場合は、主催者などに対して徹底した感染防止対策を行うよう、引き続き強く要請する。

◇ 以下の行為を伴う利用は禁止する。

- ・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為(カラオケ等)
- ・ 身体的な接触を伴う行為(競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く)

※ 既に予約が入っている場合であっても、原則、午後9時以降の時間帯を含む区分の利用は不可(午後9時で閉館)とする。なお、申し出により、午後9時までの利用を希望する場合は、使用料の減額等を行わないことを条件に利用を許可する。

2 外出自粛要請等の取組について

【期 間】令和3年6月21日(月)から令和3年7月11日(日)まで

防災無線及び city メールで不要不急の外出自粛の呼びかけ